

# 2

## 金沢市眺望景観保全計画と景観条例支援システムの開発

岸竜太郎

KISHI Ryutarou

株式会社サンワコン  
/環境技術部/課長



宮下亮一

MIYASHITA Ryoichi

株式会社サンワコン  
/環境技術部/主査



戦後の一貫した経済成長のもと、全国各地で建築物の高層化が進み、街の至るところに華やかな広告物が設置されてきた。敗戦国としてゼロからの出発となった日本国民はこうした経済の成長や都市の発展を喜んで享受してきた。

これが、20世紀後半になり、成長社会から成熟社会へと移行すると住民の都市に求める価値もしだいに変化することとなる。近年、「癒し」という言葉を耳にすることが多くなったが、人々は「癒される」ことを目的に、「憩いの場」や「安らぎの場」を求め、近年では都市のなかにおいてもこれらの要素が求められるようになっていく。

こういった社会情勢の変化を背景に、都市の美や街の個性といった課

題がクローズアップされるようになり、景観行政や景観施策も非常に重要視されるようになっていく。

今回の計画は、眺望景観の保全といった我が国でも先進的な景観保全計画であり、官民一体となったこの計画の推進により金沢市固有の景観が将来にわたって保全され、金沢市民はもとより観光客にとっても「憩い」や「安らぎ」を享受できる景観が形成されることが期待される。

### 1 計画策定の背景

金沢市は起伏に富んだ自然的・地理的特性や歴史伝統文化および都市活動を背景として数多くの優れた眺望景観を保有しており、また、東山ひがし茶屋街や日本3名園の1つである兼六園等の景観資源も有して

いる。このため金沢市は、歴史的街並みと近代的な都市空間との調和により、金沢の景観に深み・厚みを持たせるべく、重層的な景観施策を展開してきた。(表1)

このように優れた景観が多数存在し、景観行政先進都市である金沢市において、更なる良好な景観の保全創出を目的として眺望景観保全計画策定の機運が高まる結果となった。

表1 - 景観関連条例の展開

1968年	金沢市伝統環境保存条例の制定
1973年	金沢市文化財保護条例の制定
1989年	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例の制定
1994年	こまちなみ保存条例の制定
1996年	用水保全条例の制定
1997年	斜面緑地保全条例の制定
2002年	寺社風景保全条例の制定



写真1 - 浅野川大橋から卯辰山方向を望んだ景観



写真2 - 歴史的なたたずまいを体験することができる長町の景観

### 2 重要眺望点および眺望景観保全区域の設定

#### 1 重要眺望点の設定

金沢市には多くの優れた眺望景観が存在するが、これらを全て保全しようとするのは、市内の建築物全ての高さをコントロールすることに他ならず、まちづくりの基本方針である「保全と開発の調和」の保全を優先するあまり、開発を極端に抑制し、都市活動の停滞につながる可能性がある。

そのため、本計画では数ある眺望景観のうち、金沢市の景観の中でも重点的に保全する必要があるもののみを対象とすることにし、抽出された全57眺望点のうち視点場特性(公共性、歴史性、観光性、心象性)および対象場特性(緑のまとまりと連なり、自然の広がり、歴史・伝統・文化性、近代性)の観点から以下の6地点を重要眺望点に設定した。

- 浅野川大橋
- 東山ひがし茶屋街
- 主計町(中の橋)
- 犀川大橋
- 兼六園
- 金沢城公園

(丑寅櫓跡・辰巳櫓跡)  
(図1参照)

#### 2 眺望景観保全区域の設定

重要眺望点からの良好な眺望景観を保全するため、以下の8区域を眺望景観保全区域として設定した。

- 浅野川大橋上流側区域
- 主計町区域
- ひがし茶屋街A区域
- ひがし茶屋街B区域
- 犀川大橋上流側区域
- 兼六園眺望台区域
- 金沢城公園丑寅櫓跡区域
- 金沢城公園辰巳櫓跡区域

(図1参照)

なお、眺望景観保全区域の設定

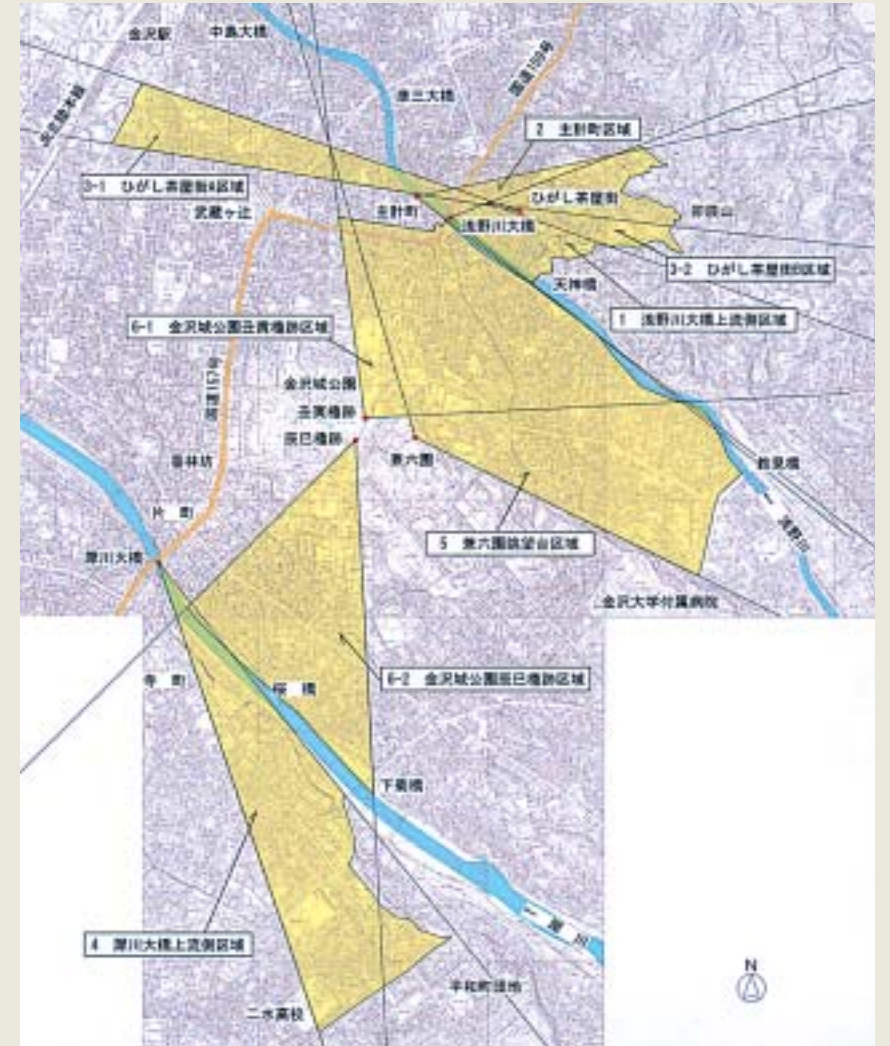


図1 - 重要眺望点と眺望景観保全区域

にあたっては、重要眺望点から眺望できる景観の中から保全要素を明確にし、これらの要素の保全を目的として既存の景観形成基準(高さ規制)および地理的条件をもとに次に示す景観シミュレーションを行った。

#### 3 景観シミュレーション

本計画策定においては、どのような規制をかけていくかが眺望景観を保全できるか否かの鍵となる。現在は問題がなくても将来的に建築物が建った場合にどのような影響があるかといった解析を行うことが必要であった。そのため、建築物等の高さが景観に与える影響を把握するために『見通し高さの検証』を行い、また建築物等の高さおよび意匠が景観に与える影響

を視覚的に判断するために、環境影響評価における景観の評価手法として一般に用いられているフォトモンタージュ手法を用いることとした。

#### 4 見通し高さの検証

金沢市では既に「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」のなかで景観形成基準を設定しており、高さ規制が既に設定されている。今回は眺望景観という新しい視点からの景観保全計画であることと、重要眺望点からの景観に重点を置いていることから、現在の景観形成基準で眺望景観が保全できるかどうかの検証を行った。(図2)

特に建築物の高さについては、重要眺望点から保全対象までの断面



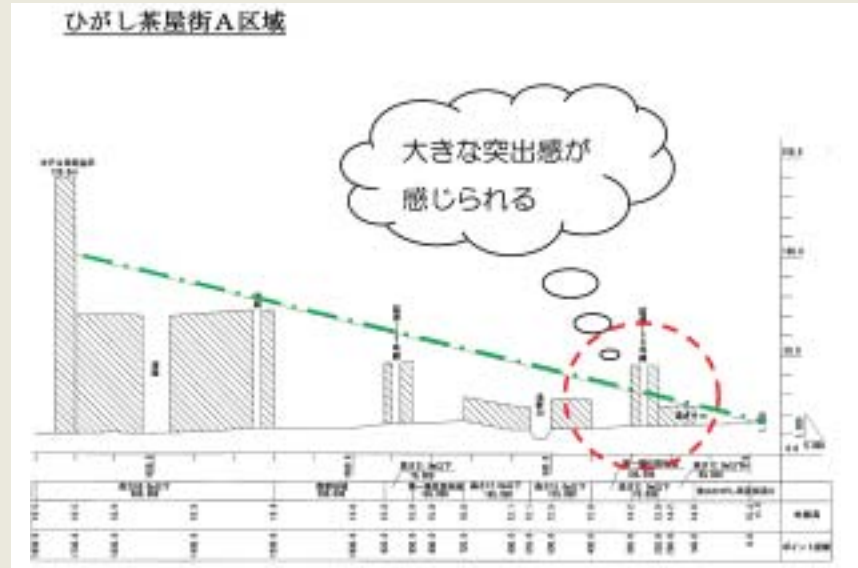


図2 - ひがし茶屋街A区域から西方向を望んだときの見通し高さの検証

図を描くことによって影響の有無を判断した。その結果、全ての地点で景観を阻害する可能性のあることが判明した。

#### 5 フォトモンタージュ

現在は景観上問題がない区域であっても、今後新たに建築物等が建築されることにより良好な景観に影響を与えることは十分に予想される。そのため、将来の建築行為が景観に与える影響を視覚的に判断するためフォトモンタージュ手法を用

いることとし、各重要眺望点において、高さ、意匠(陸屋根、勾配屋根等)、色彩(茶系、グレー系)、屋外広告物の有無等の検証を行い、導き出された結果から保全基準を設定した。

写真3はひがし茶屋街A区域から西側方向を望んだ景観であるが、現在は東山ひがし茶屋街の背景に一部近代的な建築物が見られるものの概ね良好な景観を維持していると言える。

一方、東山ひがし茶屋街の西側には国道159号が走っており、沿線は近代的都市景観創出区域として31mの高さ規制がかかっている。そこで、近代的都市景観創出区域内において31mの高さの建築物を建ててみると、東山ひがし茶屋街の背景に大きく突出し、現在の落ち着いたたたずまいの景観が大きく変化する結果となった。(写真4)

そのため、本地点における景観を保全するためには、近代的都市景観創出区域において31mの高さ規制が16m以下であれば背景に突出しないことが判明した。

また、建築物の意匠や色彩、屋外広告物の有無等についてもそれぞれ検証を行い、意匠や色彩等を東山ひがし茶屋街の歴史的建造物群の雰囲気とできるだけ合わせることで、更なる良好な景観の演出を図ることとした。(写真5~8)

#### 3 条例の改正

各重要眺望点ごとに定められた眺望景観保全基準に実効性を持たせるために、今回の結果を基に条例化

することとした。条例は既存の「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」の改正というかたちで、眺望景観の保全という視点が条例に盛り込まれたことで新たな景観施策がスタートすることとなった。

#### 4 景観自己診断

眺望景観を保全するために、建築物の建築に際して事業者の方に建築計画書および景観自己診断書を提出していただくこととした。この自己診断で大きなポイントとなるのが、本計画の中でやってきた景観シミュレーションを事業者自らが行うことである。

これまでの景観行政においては、提出された書類に基づいて行政が審査・助言・指導を行うことが多かったが、景観とは市民や事業者の都市創作活動(建築物の建築や修繕、屋外広告物の設置等)により形成されることから、事業者自らが景観シミュレーションを行うことにより、景観保全に対する理解が深まるという効果も期待される。

#### 5 景観条例支援システムの開発

事業者自らが行う景観シミュレーションの簡易化と市の担当者がシミュレーション結果の妥当性を確認することを目的とし、景観条例支援システムの開発を行った。このシステムは予め金沢市の都市基本図と高さデータ、地番データを組み込むことにより、建築が予定されている地点の住所と計画する建築物の概要(高さ等)を入力するだけで、自動的に眺望点から保全要素までを結ぶ断面図や計画されている建築物が建った場合の景観予想図(シミュレーション写真)が表示されるものである。このシステムの開発によって



図3 - 景観条例支援システム

事業者が行った景観シミュレーションの妥当性を瞬時に確認することが可能となった。

また、事業者にとっても、アウトプットされた景観予想図に意匠や色彩を合成するだけでよくなり、容易に景観シミュレーションを行うことが可能になった。

したがって、このシステムを開発したことにより、建築物の計画段階で将来の眺望景観をほぼ正確に予想できることとなり、建築物の適正な景観誘導が容易にできることとなる。

#### 6 おわりに

国土交通省は平成15年6月29日、歴史ある街並みや自然豊かな景観を総合的に保全し形成する計画づくりなどを盛り込んだ景観基本法案を策定する方針を固めた。この基本法案では市町村単位で良好な景観

を保全し、個性的な地域づくりを後押しする狙いがある。この基本法案のなかに、眺望景観を保全する考えも導入される見込みである。これまでも金沢市は景観の保全に先進的に取り組んできたが、今回の計画も我が国の代表的な先進事例として評価されていくことと思われる。



写真3 - 現在の東山ひがし茶屋街



写真4 - 近代的都市景観創出区域内に建築物が建った場合における茶屋街からの見え方



写真5 - フォトモンタージュ(色彩:グレー系、意匠:勾配屋根)



写真6 - フォトモンタージュ(色彩:茶系、意匠:陸屋根)



写真7 - フォトモンタージュ(色彩:グレー系、意匠:陸屋根)



写真8 - フォトモンタージュ(色彩:茶系、意匠:陸屋根、高さ:20m)